

# 災害廃棄物仮置場設置運営手順書 (案)

本手順書(案)は、災害時に必要となる災害廃棄物の仮置場の設置・運営に関する手順や注意事項等を取りまとめたものです。

貴自治体における仮置場候補地の検討、発災後の仮置場の運営・管理方法の検討などの際はぜひ本手順書(案)をご活用いただき、貴自治体オリジナルの手順書に更新していただければ幸いです。

令和8年3月

環境省 九州地方環境事務所



## <目次>

第1章 はじめに.....	1
1. 目的、位置付け.....	1
2. 手順書の構成.....	1
3. 仮置場の設置・運営のチェックポイント.....	2
第2章 仮置場候補地の検討.....	7
1. 仮置場候補地の選定.....	7
2. 仮置場候補地の優先順位の検討.....	10
第3章 運営管理方法の検討.....	11
1. 仮置場のレイアウト・処理先の検討.....	11
2. 仮置場の管理運営体制、人員配置の検討.....	16
3. 支援協定の締結.....	18
第4章 仮置場の開設準備に係る検討.....	19
1. 必要資機材のリストアップ・備蓄.....	19
2. 関係者への周知用フォーマット（様式）の作成.....	21
第5章 仮置場の開設準備.....	22
1. 仮置場の決定.....	22
2. 仮置場の運営管理方法の決定.....	23
3. 運営に必要な人員・資機材の確保.....	23
4. 仮置場開設に関する関係者への広報.....	23
第6章 仮置場の運営・管理.....	25
1. 仮置場への搬入、仮置場内での選別・保管、処理先への搬出.....	25
2. 搬入・搬出量の管理.....	28
3. 災害廃棄物への対応の記録・整理.....	30
第7章 安全管理.....	32
1. 環境保全対策.....	32
2. 火災対策.....	33
3. 土壌汚染防止対策.....	33
4. 事故防止対策.....	34
第8章 仮置場の閉鎖.....	35
1. 受入終了に関する広報.....	35
2. 仮置場の原状復旧.....	35

## 附録



# 第1章 はじめに

## 1. 目的、位置付け

災害時に発生する災害廃棄物は、生活環境への悪影響に加え復旧・復興の妨げとなるため、迅速な処理対応が必要となります。

災害廃棄物の迅速な処理を進めるためには、災害廃棄物を集積する災害廃棄物仮置場の設置・運営が重要であることから、被災した各市町村における災害廃棄物仮置場の速やかな開設・円滑な運営に資することを目的とし、仮置場の設置・運営に関する手順や注意事項等を手順書としてとりまとめるものです。

## 2. 手順書の構成

本手順書では、平時（事前）の段階からの準備に必要な各種対応、発災後に仮置場の開設・運営に際して必要となる各種対応等について、それぞれとりまとめています。

本手順書の構成は以下のとおりです。

表 1-1 手順書の構成

分類		章番号	章タイトル
平時の備え	仮置場の開設に向けた事前の準備に関する事項	第2章	仮置場候補地の検討
		第3章	運営管理方法の検討
		第4章	仮置場の開設準備に係る検討
発災後の対応	仮置場の開設に関する事項	第5章	仮置場の開設準備
	仮置場の運営に関する事項	第6章	仮置場の運営・管理
		第7章	安全管理
	仮置場の閉鎖に関する事項	第8章	仮置場の閉鎖

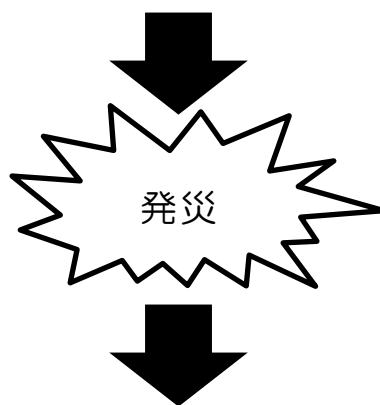
本手順書末尾の「附録」では、各自治体において検討する項目（災害廃棄物量の推計、仮置場候補地のリスト等）について、結果を整理する表を掲載しています。適宜ご活用ください。

### 3. 仮置場の設置・運営のチェックポイント

災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたり検討・実施が必要となる事項（チェックポイント）について、以下に示します。

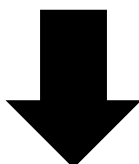
時期	分類	実施内容	実施主体 (当事者)	チェック (年月日)	参照 ページ
平時	仮置場候補地の検討 (第2章)	●仮置場候補地を選定する	市町村	□ ( )	7
		・災害廃棄物発生量を推計する（推計式を確認する）			
		・災害廃棄物発生量に応じた仮置場の必要面積を推計する（必要面積の推計式を確認する）			
		・仮置場の候補地を複数リストアップし、各候補地の状況を確認する（現地の写真撮影、原状復旧に係る諸条件、調整が必要な周辺宅地の情報等）			
		●仮置場候補地の優先順位を検討する			
		・リストアップした候補地の中から、立地場所、公有地であること、十分な面積があること、他用途で使用される予定がないこと、舗装状況、周辺道路のアクセス等の条件を基に優先順位を検討する			
			□ ( )	10	
			□ ( )	10	
	運営管理方法の検討 (第3章)	●仮置場内のレイアウトや処理先を検討する	市町村	□ ( )	11
		・災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場での災害廃棄物の分別区分を検討する			
		・分別区分ごとの仮置場内の配置を検討する（レイアウトを設計する）			
		・出入口（左折を基本とする等）及び車両動線（一方通行を基本とする等）を検討する			
・分別区分ごとの処理先（搬出先）を検討する					
●仮置場の管理運営体制及び人員配置を検討する					
		□ ( )	16		
		□ ( )	16		
		□ ( )	16		
		□ ( )	16		
		□ ( )	16		

時期	分類	実施内容	実施主体 (当事者)	チェック (年月日)	参照 ページ	
平時	(第3章) 運営管理方法の検討	● 仮置場の設置・運営に関して、県、他自治体や民間団体等と支援協定を締結する				
		・ 支援協定の内容（支援対象・支援範囲）を検討する	市町村 県	<input type="checkbox"/> ( )	18	
		・ 支援協定を締結する	民間事業者	<input type="checkbox"/> ( )	18	
	仮置場の開設準備に係る検討（第4章）	● 仮置場の設置・運営に必要な資機材のリストアップや備蓄を行う				
		・ 仮置場の設置に必要な資機材をリストアップする	市町村	<input type="checkbox"/> ( )	19	
		・ 仮置場の運営に必要な資機材をリストアップする		<input type="checkbox"/> ( )	19	
		・ 資機材の備蓄状況を整理する		<input type="checkbox"/> ( )	20	
		・ 備蓄していない資機材の調達方法を検討する		<input type="checkbox"/> ( )	20	
		● 関係者への周知用フォーマット（様式）を作成する				
		・ 周知する対象（住民、ボランティア、民間事業者、他自治体等）を検討する	市町村	<input type="checkbox"/> ( )	21	
		・ 周知する手段（ホームページ、広報車、無線、掲示板等）を検討する		<input type="checkbox"/> ( )	21	
		・ 周知する内容を検討する		<input type="checkbox"/> ( )	21	
		・ 周知用のフォーマット（様式）を作成する		<input type="checkbox"/> ( )	21	

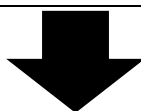


時期	分類	実施内容	実施主体 (当事者)	チェック (年月日)	参照 ページ
発災後 1～2日 程度	仮置場の 開設準備 (第5章)	●仮置場候補地の中から、実際の被害状況・災害廃棄物発生量（見込み）等の情報を基に、開設する仮置場を決定する			
		・災害廃棄物発生量を推計する	市町村	<input type="checkbox"/> ( )	22
		・災害廃棄物発生量に応じた仮置場必要面積を算定する		<input type="checkbox"/> ( )	22
		・必要面積、発災場所（被害が大きい地域）との距離、周辺道路のアクセス状況、他用途との競合等の諸条件を勘案し、候補地の中から開設する仮置場を決定する		<input type="checkbox"/> ( )	22
		・仮置場を開設する予定であること、開設までの数日間は排出を控えること等を住民へ周知する		<input type="checkbox"/> ( )	22
		●事前に検討していた内容を踏まえ、仮置場の運営管理方法（分別区分、レイアウト、開設時間、搬入・搬出方法、処理先、安全管理等）を決定する			
		・開設する仮置場での分別区分を決定する	市町村 民間事業者※	<input type="checkbox"/> ( )	23
		・分別区分ごとの置場、出入口、車両動線等のレイアウトを決定する		<input type="checkbox"/> ( )	23
		・仮置場の開設日、開設期間、開場時間を決定する		<input type="checkbox"/> ( )	23
		・道路占用許可等、仮置場の開設・管理・運営にあたり必要な手続きがあれば行う		<input type="checkbox"/> ( )	23
		・決定した分別区分ごとの処理先（搬出先）と、詳細な条件（処理可能な量、大きさ、処理費用等）を調整する		<input type="checkbox"/> ( )	23
		●運営に必要な人員・資機材を確保する			
		・第3章で検討した必要人員数を確保する	市町村 民間事業者※	<input type="checkbox"/> ( )	23
		・第4章で検討した仮置場の設置・運営に必要な資機材を確保する		<input type="checkbox"/> ( )	23

※民間事業者が仮置場の管理・運営を委託される場合



時期	分類	実施内容	実施主体 (当事者)	チェック (年月日)	参照 ページ
発災後1～2日程度	(仮置場の開設準備 第5章)	●仮置場開設に関する広報を行う	市町村	<input type="checkbox"/>	23
		・第4章で検討した周知用フォーマット(様式)に具体的な周知内容(仮置場の開設場所、開設日、開場時間、受入品目、注意事項等)を記載する		( )	
		・関係者(周知する対象)に周知を行う		<input type="checkbox"/>	23
				( )	

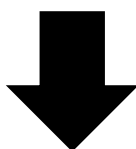


仮置場の開設・運営開始



時期	分類	実施内容	実施主体 (当事者)	チェック (年月日)	参照 ページ	
仮置場開設後～閉鎖まで(期間は災害規模等により変動)	仮置場の運営・管理(第6章)	●開設した仮置場の運営・管理(仮置場への搬入、仮置場内での選別・保管、処理先への搬出)	市町村 民間事業者※	<input type="checkbox"/>	25	
		・仮置場への搬入車両の受付を行う(受入対象外の品目の搬入、地域外からの搬入、産業廃棄物の搬入等を防ぐ)		( )		
		・分別区分ごとに災害廃棄物を保管し、混合状態の災害廃棄物は選別作業を行う		<input type="checkbox"/>		27
		・分別区分ごとに処理先(搬出先)へ適宜搬出を行う		<input type="checkbox"/>		27
				( )		
		●仮置場のパンクを防ぐため、仮置場への搬入量・仮置場からの搬出量の管理を行う		<input type="checkbox"/>		28
		・受付時の情報(車両の種類、搬入する廃棄物の種類等)と車両台数から、おおよその搬入量を推計する		( )		
・仮置場からの搬出量(処理先での計量)を整理する	<input type="checkbox"/>	29				
			( )			

※民間事業者が仮置場の管理・運営を委託される場合



時期	分類	実施内容	実施主体 (当事者)	チェック (年月日)	参照 ページ
仮置場開設後～閉鎖まで (期間は災害規模等により変動)	仮置場の管理 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理への対応情報を記録し、整理する</li> <li>・災害廃棄物処理に要した費用の補助金(災害等廃棄物処理事業費補助金)の申請に必要なとなる、災害報告書の作成に必要な資料を準備する</li> </ul>	市町村	<input type="checkbox"/> ( )	30
	安全管理 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全管理(場内環境・周辺環境の保全、火災対策、事故防止等)</li> <li>・仮置場内環境の保全(粉じん・地面のぬかるみ対策等)を行う</li> </ul>	市町村 民間事業者*	<input type="checkbox"/> ( )	32
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境の保全(騒音・振動・悪臭・粉じん対策等)を行う</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	32
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策(可燃性廃棄物の積上げ高さを抑える、消火器を配備する等)を行う</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	33
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策(使用前の土壌調査、砕石・敷鉄板・仮舗装の実施、使用中のモニタリング等)を行う</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	33
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両事故防止対策(重機作業エリアと搬入車両通行エリアを区画する等)を行う</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	34
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員の健康管理、事故防止対策(熱中症対策、衛生・感染症対策等)を行う</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	34
閉鎖	仮置場の閉鎖 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮置場閉鎖に関する広報を行う</li> <li>・仮置場への搬入量の推移を踏まえ、仮置場の閉鎖時期を検討する</li> </ul>	市町村	<input type="checkbox"/> ( )	35
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の閉鎖日時、閉鎖後の災害廃棄物の排出方法等の情報を整理し、周知する</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	35
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮置場用地の原状復旧</li> <li>・仮置場用地の原状復旧を行う</li> </ul>	市町村	<input type="checkbox"/> ( )	35
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場用地を土地所有者へ返却する際のルール等がある場合は、そのルール等に基づき対応を行う</li> </ul>		<input type="checkbox"/> ( )	35

※民間事業者が仮置場の管理・運営を委託される場合



仮置場の閉鎖・運用終了

## 第2章 仮置場候補地の検討

### 1. 仮置場候補地の選定

仮置場候補地の選定にあたっては、まず災害廃棄物発生量及び仮置場の必要面積を算定し、どれだけの広さの土地を確保すればよいか検討する必要があります。

必要な面積が確保できるように仮置場候補地を選定し複数リストアップした後、種々の条件から優先順位を検討します。

#### (1) 災害廃棄物（片付けごみ）発生量の推計【実施主体：市町村】

県または市町村が策定した災害廃棄物処理計画を基に、発災時の災害廃棄物（片付けごみ）発生量を推計します（表2-1の推計式参照）。発災初期段階では「片付けごみ」が主に発生することから、ここでは片付けごみ発生量の推計式を記載しています（附録-1ページ参照）。

表2-1 災害廃棄物（片付けごみ）発生量の推計式

推計式
$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$
C：片付けごみ発生量（トン） X <sub>1</sub> 、X <sub>2</sub> 、X <sub>3</sub> 、X <sub>4</sub> 、X <sub>5</sub> 、X <sub>6</sub> 、X <sub>7</sub> ：被害棟数（棟） 添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊、5：住家一部 破損、 6：床上浸水、7：床下浸水 c：片付けごみ発生原単位（トン/棟） 地震災害=2.5、水害、土砂災害=1.7

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技14-2 災害廃棄物等の発生量の推計方法」片付けごみ発生量推計式【2】及び表3より抜粋

#### (2) 災害廃棄物（片付けごみ）発生量に応じた仮置場必要面積の推計【実施主体：市町村】

(1) で推計した災害廃棄物（片付けごみ）発生量から、表2-2の推計式を参照し、仮置場の必要面積を推計します（附録-2ページ参照）。

表2-2 仮置場必要面積の推計式

推計式
$\text{必要面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$
集積量：災害廃棄物の発生量と同値（t） 見かけ比重：可燃物 0.4（t/m <sup>3</sup> ）、不燃物 1.1（t/m <sup>3</sup> ） 可燃物と不燃物の発生割合（地震）：可燃物20（%）、不燃物80（%）※平成28年熊本地震の実績 （水害）：可燃物90（%）、不燃物10（%）※令和元年台風19号の例 積み上げ高さ：5m以下が望ましい。 作業スペース割合：100%

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-2 仮置場の必要面積の算定方法」最大で必要となる面積の算定方法に一部加筆修正

可燃物と不燃物の発生割合（地震）：災害廃棄物対策指針 技術資料 技18-2 3,4ページ

可燃物と不燃物の発生割合（水害）：台風19号により生じた可燃系混合廃棄物（片付けごみ）の組成調査（令和2年10月、国立環境研究所、福島県）

(3) 候補地のリストアップ（複数）【実施主体：市町村】

(2) で推計した必要面積を確保できるよう、仮置場候補地を選定し、リストアップします。リストアップの際は、様々な状況に対応できるよう、できるだけ複数の土地を検討します。選定した候補地は表2-3に示すようなリスト形式で整理しておき、定期的に情報を更新することが望ましいです（附録-3ページ参照）。**地図上に表示し位置関係を確認できるように**することも重要です。

備考欄に記載する情報としては、以下のようなものが考えられます。

【使用に必要な情報】

平時の段階から整理しておくことで、発災後、速やかな開設につなげることができます。

- ・ 使用するために必要な許可等の情報
- ・ 調整が必要な周辺宅地の情報

【原状復旧に必要な情報】

仮置場の使用後は原状復旧が必要となるため、使用前（現在の使用状況）の様子がわかる情報もあらかじめ整理しておくことが重要です。

- ・ 土壌調査（地面が土の場合、仮置場の使用により土壌が汚染されていないことを確認）
- ・ 写真の撮影（仮置場使用前後の状況が比較できるように、定点撮影も有効）
- ・ 土地所有者との原状復旧に係る諸条件の事前協議状況（原状復旧時のトラブルを避けるため、覚書の締結や立会確認を行っておくことも有効）

また、候補地の選定にあたっては、表2-4のチェック項目も参照し、どのような条件を満たす土地を候補地とするのか検討を行ってください。

表2-3 仮置場候補地のリスト（例）

N o.	候補地	住所	用地面積 (m <sup>2</sup> )	仮置目安 (t)	管理者・連絡先	備考（使用や原状復旧に 必要な情報）	確認 年度
1	●●クリーン センター 駐車場	●●123 -45	5,000	約 10,000	廃棄物対策課 ○係長 内線XXXXX	道路：舗装済み、6m 幅	H29
2	■■総合運動 公園グラウン ド	■■678 -90	5,000	約 10,000	■ ■ 総合運動 公園事務所 X XX-XXXX	表土への廃棄物混入は 厳禁のため、敷鉄板等 による養生、又は原状 復旧における表土除去 が必要	H29
3	▼▼学校跡地	大字 ▼▼ 12-3	10,00 0	約 20,000	教育委員会 ○ 課○係長 内線 XXXXX	住宅地に立地周辺道路 は4t車まで通行可能	H30
・	・ ・ ・	・ ・ ・	・	・	・	・ ・	・ ・

出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月改訂、環境省）に一部加筆修正

表2-4 仮置場候補地の選定にあたってのチェック項目

項目	条件	理由
所有者	公有地（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。	災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
	地域住民との関係性が良好な土地である。	
	（私有地の場合）地権者の数が少ない。	
面積	広いほどよい。（3,000m <sup>2</sup> は必要）	適正な分別のため。
平時の土地利用	農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用	応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）	使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	火災が発生した場合の対応のため。 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
	電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制	諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況	舗装されているほうがよい。	土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
	水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
	地盤が硬いほうがよい。	地盤沈下が発生しやすいため。
	暗渠排水管が存在しないほうがよい。	災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
	河川敷は避けたほうがよい。	集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢	平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	廃棄物の崩落を防ぐため。 レイアウトの変更が難しいため。
	敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	変則形状でないほうがよい。	レイアウトが難しくなるため。
道路状況	前面道路の交通量は少ないほうがよい。	災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	前面道路は幅員6.0m以上がよい。二車線以上がよい。	大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	車両の出入口を確保できること。	災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。	広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	鉄道路線に近接していないほうがよい。	火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	二次災害の発生を防ぐため。
その他	道路啓開の優先順位を考慮する。	早急に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-3 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」

## 2. 仮置場候補地の優先順位の検討

### (1) 優先順位の検討【実施主体：市町村】

発災後、速やかに仮置場の設置を行うために、表2-4 に示すような条件も参照し、リストアップした仮置場候補地の優先順位を検討します。被災状況にもよりますが、優先順位をつけるポイントには以下のようなものがあります。

- ・立地場所：周辺に住宅地がないかどうか
- ・土地所有者：公有地であるかどうか
- ・面積：災害廃棄物発生量（推計量）に対して十分な広さがあるかどうか
- ・接続道路の状況：車両の通行に十分な幅員があるかどうか
- ・インフラ：電気や水は確保できるかどうか
- ・他用途との競合：仮設住宅や自衛隊の拠点として利用予定がないかどうか

### (2) 選定した候補地と優先順位の整理【実施主体：市町村】

実際の災害時は、あらかじめ整理していた候補地から、被害状況等に基づき選定を行ったうえで、その候補地の管理者等と具体的な調整を行います。

仮置場の設置は発災後、速やかに行う必要があることから、**候補地とその優先順位を整理し、関係部局と共有を図っておく**ことが重要です。

表2-3に示すような候補地のリストを、あらかじめ優先順位順に整理しておくことも有効です。

### 第3章 運営管理方法の検討

#### 1. 仮置場のレイアウト・処理先の検討

仮置場の設置・運営にあたっては、場内のレイアウトを設計する必要があります。レイアウトの設計では、以下のようなことについて、あらかじめ検討を行います。

- ・ 分別区分（災害廃棄物をどういった分別区分で保管するのか）災害廃棄物の配置
- ・ 人員配置（分別した災害廃棄物を仮置場内のどの位置に保管するのか、作業員はどこでどのような作業を行うのか）
- ・ 車両動線（搬入・搬出車両がどのように移動するのか）

##### （1）分別区分の検討【実施主体：市町村】

仮置場内で、災害廃棄物をどういった分別区分で保管するのかを検討します。

各市町村で策定する災害廃棄物処理計画において、あらかじめ分別区分を設定しておく場合もあります（附録-4ページ参照）。なお、関係者間で**共通認識を持てるよう、例えば「木くず」であればその内訳（角材や木製家具まで含めるのかどうか等）について細かな品目まで具体化して設定しておくことも重要です。**

表3-1 分別区分の例

分別区分	内容
可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロイフル等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定版）

(2) 仮置場内の配置・車両動線等の検討【実施主体：市町村】

仮置場のレイアウトを検討する際のポイントは表3-2のようなものがあり、レイアウトの例を図3-1、図3-2に示します（附録-6ページ参照）。このほかに、以下のようなことも考慮する必要があります。

- ・特に開設初期は**搬入車両が多く、渋滞が発生する可能性が高い**ため、仮置場内や隣接する土地に車両の待機エリアを設置することも検討する。（15ページ「【トピック】単一品目の搬入優先レーン（ファストレーン方式）の設置事例」参照）
- ・**場外に受付を設置する場合、道路の占用許可・使用許可が必要**になる可能性がある。（17ページ「【トピック】国道・県道等を使用する場合に必要な手続き」参照）
- ・住民が直接搬入する場合、例えば畳は荷台の一番下に積み込むことが多いので最後に荷下ろしができるような配置とする等、**積み込み・積み下ろしの順も考慮**する。
- ・**事故防止のため、基本的に場内でのバックは行わない動線**とする。ただし、場内の配置上やむを得ない場合は、周囲の安全確保に留意し転回用のスペースを設ける。
- ・分別を誘導できるよう、分別区分ごとに看板のほかに「**見せごみ**」を配置する。
- ・仮置場内で廃棄物が保管できる面積は全体の半分程度であり、**車両の走行スペース、分別等の作業スペースとして、保管場所と同等の面積**が必要となる。
- ・仮置場の運営に必要な人員（第3章2. 参照）については、表3-3も参照し最低何人必要か、役割に応じて仮置場内のどこに配置するか、具体的に検討する。

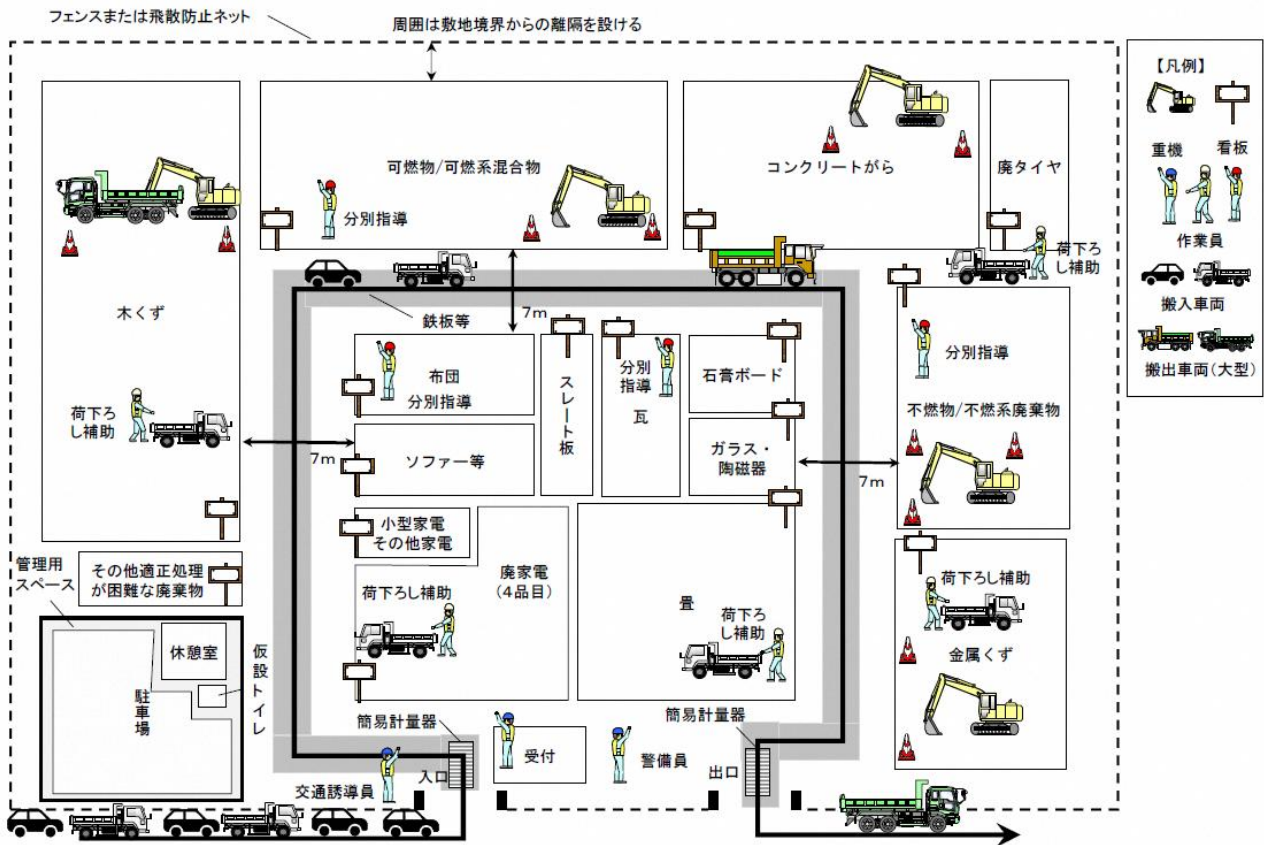
仮置場のレイアウト作成にあたっては、国立環境研究所ホームページにて公開されている支援ツール「仮置場配置図自動作成ツール：Kari-hai（<https://www.nies.go.jp/kari-hai/entry>）」等を活用することも有効です。

表3-2 仮置場のレイアウトを検討する際のポイント

区分	内容
人員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。</li> <li>・ 分別指導や荷下ろしを補助するための人員を配置する。</li> </ul>
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。</li> <li>・ 片付けごみの搬入量を把握するため、車両の搬入台数を記録する。公費解体に伴い発生した災害廃棄物については、その搬入量・搬出量の概略値の把握や処理先へ搬出する際の車両の過積載防止のために、必要に応じて簡易計量器を出入口に設置する。</li> </ul>
待車スペース、駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渋滞防止のため、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機するための待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。</li> <li>・ 仮置場の作業員等が使用するための駐車場スペースを確保する。</li> </ul>
動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入・搬出車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行を基本とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。</li> </ul>
地盤対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。</li> <li>・ 降雨時等に災害廃棄物からの油脂、塩類、有害物質等の溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。</li> <li>・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、車両・建設機</li> </ul>

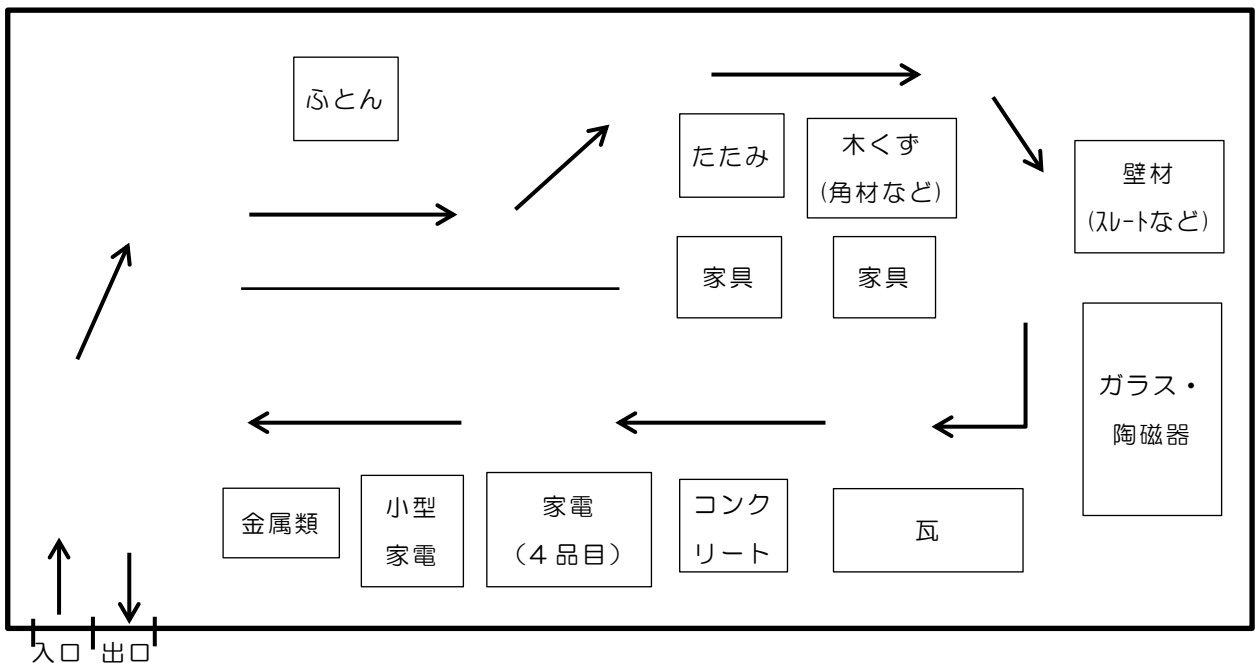
	<p>械の移動や作業が行いやすいよう砕石、鉄板等の敷設を検討する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行することは想定されていないため、必要最低限の砕石、鉄板等の敷設を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の災害では、砕石や敷鉄板を確保できないこと等から、仮置場へ搬入された廃置や廃瓦、土砂、コンクリートがら等を仮置場の地盤整備に活用した事例がある。ただし、これらの対応は、発災直後で確保できる資機材や時間に制約がある中で実施されたものであり、必ずしも標準的な方法ではない。やむを得ず実施する場合には、仮置場を復旧する段階で活用した廃棄物を撤去して災害廃棄物として処理する必要がある。</li> </ul>
<p>災害廃棄物の配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物は分別して一時仮置きする。</li> <li>災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。</li> <li>災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。</li> <li>搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積込みスペースを確保する。</li> <li>スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないようそれぞれ離して、飛散防止のため可能な限りコンテナ等に入れて仮置きする。また、石膏ボードからは保管状態によっては、硫化水素の発生の可能性があるため、水分との接触を避けるようにコンテナ上部をシートで被ったり、フレコンバック保管を検討し、早期に搬出し管理型埋立地での処分を行う。</li> <li>PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して一時仮置きする。</li> <li>廃棄物の種類によっては、アームロール車の荷台を設置して廃棄物を回収し、そのまま荷台を処理先へ搬出するという方法が効率的である。</li> <li>時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など、必要に応じて防止策を検討する。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。</li> <li>木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破碎したほうが二次仮置場へ運搬して破碎するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破碎機を設置することを検討する。破碎機の設置に当たっては、廃棄物処理法第9条の3の3の規定に基づく非常災害時の特例（市町村から災害廃棄物の処分を委託された者が、一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとする場合には、都道府県知事の許可を不要とし、届出で足りることとするもの。）を活用することで手続期間を短縮できる。ただし、本特例措置を適用するためには、処理施設が設置される市町村において、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類、縦覧の場所及び期間等について定めた条例を平時からあらかじめ制定しておくことが必要である。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-3 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」【一次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント】に一部加筆修正



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-3 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」

図3-1 仮置場のレイアウト（例）



出典：令和6年能登半島地震に係る広報用チラシ（石川県珠洲市ホームページ）をもとに作図

図3-2 仮置場レイアウトの実例（港湾部の土地を活用）

## 【トピック】単一品目の搬入優先レーン（ファストレーン方式）の設置事例

### ■ファストレーン方式とは（令和2年7月豪雨：熊本県人吉市）

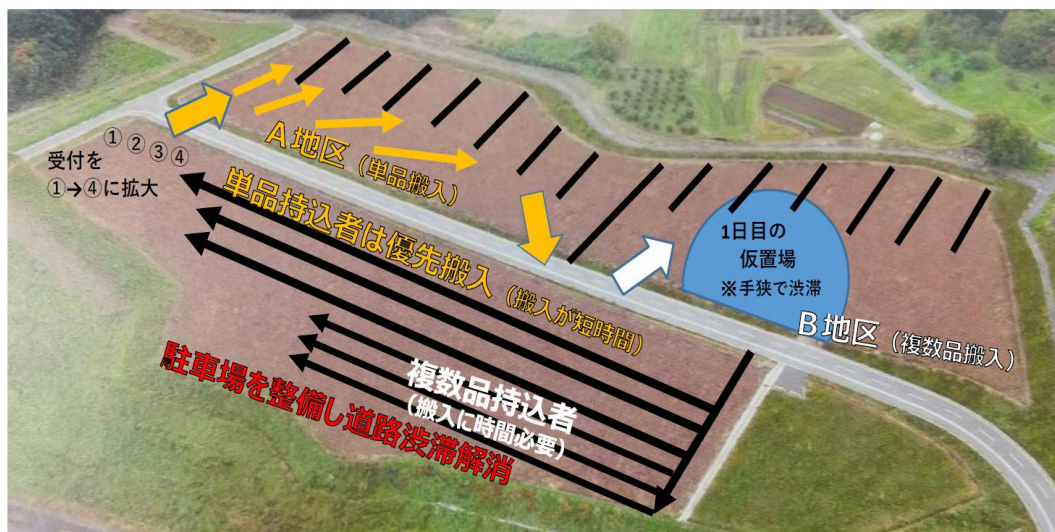
仮置場への搬入作業時間の短縮・渋滞緩和を目的として、単一品目のみの搬入者を優先的に受け入れるレーンを仮置場内に設置する方式

### ■ファストレーン方式の仕組み（熊本県人吉市の事例）

仮置場敷地内に、災害廃棄物の保管スペースと搬入車両の待機場を設置する。

保管スペースと待機場は、それぞれ、単一品目（単品）搬入者用と、複数品目（混載）搬入者用に分けられており、待機場で受付後、各搬入者用の保管スペースにて荷下ろしを行う。

複数品目の搬入者は、混載した品目ごとに荷下ろしを複数回行うため、荷下ろし回数分の時間を要するが、単品搬入者は荷下ろしが1回で済むため、車両1台あたりの荷下ろし時間が短縮できる。



出典：第1回令和2年度災害廃棄物対策推進検討会（令和2年10月29日開催）資料

### （3）処理先（搬出先）の検討【実施主体：市町村】

仮置場での分別区分ごとに、災害廃棄物の処理先（搬出先）をあらかじめ検討しておきます（附録-5ページ参照）。

災害廃棄物処理は自区域内での処理を原則としますが、発生量が多い、特定の品目の処理施設を有していない等、自区域内で処理できない場合は、民間事業者や他自治体の処理施設での処理を行うこととなりますが、平時の段階から災害支援協定等の締結を行っておくことで、速やかな処理体制の構築につながります（第3章3. 参照）。

処理先（搬出先）の検討にあたっては、以下のような点に留意が必要です。

- ・ 運搬距離（距離が長いと運搬費用の増大につながる）
- ・ 処理の許可品目の確認（処理先が民間事業者の場合）
- ・ 受け入れのための条件
  - 大きさ・長さ（●cm角に破砕する必要がある、●mまでなら可能、等）
  - 荷姿（バラ積み、フレコンバッグ等）
  - 処理先での受入可能量（1日●トンまでなら可能、総量で●トンまでなら可能、等）

## 2. 仮置場の管理運営体制、人員配置の検討

仮置場を開設した後の運営について、どのような体制で行うのか、また、その人員の確保について検討します。

### (1) 仮置場の運営に必要な人員の検討【実施主体：市町村】

仮置場の運営に必要な人員を検討します。運営に関する役割とそれぞれの必要人数については、表3-3を参照してください（附録-7ページ参照）。なお、明確な役割を持たず自由に動ける人員がいると、現場の状況に応じ臨機応変な対応を行うこともできます。

また、仮置場の管理運営体制の構築にあたっては、**指揮命令系統を明確にしておく**ことが重要です（例：現場全体を統括して様々な判断を行う責任者を配置し、その下に役割ごとにリーダー（班長）を配置する。さらにリーダーから各担当者に指示を行う。等）

表3-3 仮置場の運営に必要な人数（例）

区分	役割	人数	備考
住民が直接仮置場に搬入する場合  (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付	1名	
	交通誘導員	1名	
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機のオペレーター	複数名	重機の台数分

出典：仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き（令和5年3月兵庫県環境部環境整備課、環境省近畿地方環境事務所）より抜粋

### (2) 必要人員の確保【実施主体：市町村】

(1)で整理した人員数を確保するための方法を検討します。災害廃棄物の担当部局のみで不足する場合は、庁内の他部署の協力を得る、民間事業者へ委託する等の方法についても検討します。

### (3) 開設日・開場時間帯・開場日・開設期間の設定【実施主体：市町村】

仮置場の開設にあたっては、**開設日（いつから開設するのか）、開場時間帯・開場日（いつ持ち込めるのか）、開設期間（いつまで持ち込めるのか）**といった情報を検討します（附録-8ページ参照）。

また、検討した内容を**ルールとして市町村内で明確にしておくとともに、住民にもあらかじめ周知を行っておく**ことで、発災直後の混乱の抑止につながります。

### (4) 仮置場の開設・管理・運営にあたって必要な手続きの整理【実施主体：市町村】

発災後の速やかな仮置場開設を行うため、仮置場の開設・管理・運営にあたり必要な手続き等をあらかじめ整理しておきます（附録-9ページ参照）。

仮置場候補地の土地所有者との調整（使用後の原状復旧に係る諸条件も含む）のほか、道路使用に関する手続き等があります（17ページ「【トピック】国道・県道等を使用する場合に必要な手続き」参照）。

## 【トピック】 国道・県道等を使用する場合に必要な手続き

仮置場の設置に伴い国道や県道等を使用する場合や工事を行う場合、それぞれ必要な手続きがあります。

### ■ 道路占用許可（道路法第32条）

例えば道路上に立て看板を設置する等、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者から「**道路占用許可**」<sup>※1</sup>を得る必要があります。

占用には料金が発生しますが、占用する者が国、県、市町村の場合は占用料免除となります。

### ■ 承認工事または請願工事（道路法第24条）

例えば道路から民地へ乗り入れるために歩道の縁石を切り下げたり、ガードレールを撤去したりする等、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の承認を受ける必要があります。

申請及び承認には手数料はありませんが、工事は申請者が実施し、工事費用も申請者が負担します。

### ■ 特車通行許可（道路法第47条の2）

一部の大きな車両、重量のある車両等の特殊な車両<sup>※2</sup>が道路を通行する場合は、道路管理者から「**特車通行許可**」を得る必要があります。

### ■ 道路使用許可（道路交通法第77条等）

道路において工事、作業、祭礼行事を行う場合や工作物を設置する場合は、所轄警察署長から「**道路使用許可**」<sup>※1</sup>を得る必要があります。

※1 「道路占用許可」と「道路使用許可」の申請の提出は、道路管理者または警察署のどちらか一方の窓口にてまとめて提出することができます。

※2 特殊な車両とは、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、一般的制限に示す幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの制限値を超える車両を差します。道路法で規定されている一般的制限値は下表のとおりです。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

表出典：内閣府 沖縄総合事務局ホームページ

### 3. 支援協定の締結

仮置場の設置・運営にあたって、廃棄物担当部局内や庁内のみでは体制の構築が困難と見込まれる場合は、県・他自治体・民間事業者の団体等とあらかじめ支援協定を締結しておくことで、速やかな体制構築につなげることが可能となります。

#### (1) 支援協定の内容の検討【実施主体：市町村・県・民間事業者】

災害時の支援協定として、どのような場合にどのような支援を受けるか（どのような支援を行うか）、協定の締結先とあらかじめ協議しておくことが必要です。

特に、**支援及び費用負担の範囲はよく協議し、確認し合う**ことが重要です。

- ・具体的な業務内容（収集運搬のみか、処理も行うのか、仮置場の運営・管理を行うのか、設営段階から支援するのか、等）
- ・支援側に提供する情報、物資
- ・費用負担の範囲（車両の燃料費、高速代、処理費用、焼却残さの取り扱い等）

#### (2) 支援協定の締結【実施主体：市町村・県・民間事業者】

(1) で検討した内容に基づき、支援協定を締結します。締結した協定は表3-4に示すようにリストにして整理しておくことが望ましいです（附録-10ページ参照）。

また、締結から年月が経過している場合は、協定の有効性を締結先と相互に確認しておくことも重要です。

複数の協定間では役割の一部が重複する場合もあるので、役割分担が明確にできるようにしておくことが望ましいです。

表3-4 災害支援協定リスト（例）

#### ①一般廃棄物に特有な協定

協定名	協定先／担当部署	応援の内容	締結年月
災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	株式会社●● ▲▲企業組合 (電話) XXXX-XX-XXXX	1. 避難所等から排出される廃棄物の収集運搬に関すること。 2. 避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集運搬に関すること。 3. その他上記に類する作業および資材の提供に関すること。	平成12年 3月4日
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	●●環境保全事業 連合会 (電話) XXXX-XX-XXXX	1. し尿等の収集運搬に必要な資機材および人員の提供に関すること。 2. ●●町が指定する処理施設への運搬に関すること。	平成11年 11月11日
災害時における災害廃棄物の処理に関する協定	●●産業資源循環 協会 (電話) XXXX-XX-XXXX	1. 災害廃棄物の収集、運搬に関すること。 2. 災害廃棄物の処理に関すること。	平成2年 2月2日
・・・	・・・	・・・	・・・

#### ②自治体間の包括協定（一般廃棄物は協力分野の一部）

協定名	協定先／担当部署	応援の内容	締結年月
●県内市区町村の相互応援協定	県内の市区町村／ 防災担当部署	・被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策 ・上記に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供・斡旋	平成11年 11月11日
・・・	・・・	・・・	・・・

出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月改訂、環境省）

## 第4章 仮置場の開設準備に係る検討

### 1. 必要資機材のリストアップ・備蓄

仮置場の設置・運営に関して必要な資機材と備蓄状況をリストアップしておきます。

#### (1) 必要な資機材の例【実施主体：市町村】

仮置場の設置・運営に関して必要となる資機材の例は以下のとおりです（附録-11ページ参照）。

表4-1 仮置場の設置・運営に関する資機材（例）

分類	主な資機材	用途	必要性	
			必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	汚水の地下浸透防止、土壌汚染防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	マグネット、スケルトン			○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定版） 技術資料「技17-1 必要資機材」

(2) 必要資機材と備蓄・保有状況の整理、調達方法の検討【実施主体：市町村】

仮置場の設置・運営に必要となる資機材をリストアップし、備蓄していない資機材は災害時の調達方法について検討します（附録-11ページ参照）。

例えば、仮置場の管理・運営を民間事業者へ委託する場合、資機材の確保も委託業務の仕様書に含めて調達する方法もあります。なお、**必要資機材は仮置場の状況によっても変わるため、候補地ごとに整理しておくことも有効です。**

さらに、資機材の保管状況（倉庫等の保管場所や、その保管場所内でどのように配置されているか）を図化しておくこと、必要な時に目的の資機材を見つけやすくなります。

また、車両や重機の確保にあたっては、**車両・重機本体だけではなくその運転手・オペレーターの確保**も併せて行うことが重要です。

表4-2 必要資機材リスト（例）

①仮置場

No.	必要資機材の品目	必要数量	廃棄物部局における保有数量	保管場所	追加で調達が必要な数量	備考 (調達方法等)
1	遮水シート					
2	敷鉄板					
3	土嚢袋					
4	台貫（トラックスケール）					
5	重機（フォーク付のバックホウ（油圧シャベル・ユンボ）等） ※粗選別用					
6	仮置場を囲む周辺フェンス					
7	立て看板 ※廃棄物の分別区分表示用					
8	コーン標識 ※区域表示用					
9	ロープ ※区域表示用					
10	パー杭 ※区域表示用					
11	散水機					
12	チェーン ※施錠用					
13	南京錠 ※施錠用					
14	発動発電機 ※事務所用等					
15	.....					

②収集運搬車両

車両の種別（積載量）	必要台数	廃棄物部局における保有台数	追加で調達が必要な台数	備考 (所有者等)
塵芥車（2 t）				
ダンプ車（4 t）				
トラック（2 t）				
し尿収集運搬車両（2 kL）				
.....				

出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和3年3月改訂、環境省）に一部加筆修正

## 2. 関係者への周知用フォーマット（様式）の作成

### （1）周知の対象【実施主体：市町村】

仮置場の開設にあたっては、事前に、災害廃棄物を持ち込める場所（仮置場の位置）、持ち込める廃棄物の種類、持ち込める日時、持込み方法等を周知する必要があります。

周知を行う対象は主に住民ですが、ボランティアによる片付けの支援や仮置場への搬入支援等もあることから、社会福祉協議会を通じ、ボランティアに対し周知を行っておくことも重要です。特に、**ボランティアは地域外から来ることが多いので、分別区分や地域特性等、丁寧な情報提供が必要**です。

### （2）周知の手段【実施主体：市町村】

周知の手段としては以下のようなものがあり、各市町村での配備状況等に依りて決定します。

表4-3 周知の手段

市町村が管理（担当部署と調整が必要）	外部サービス（協議が必要）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災無線</li><li>・ 広報車</li><li>・ 市町村のホームページ</li><li>・ 市町村の公式 SNS</li><li>・ チラシ</li><li>・ 広報誌</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ラジオ放送</li><li>・ テレビ（テロップ）</li><li>・ 新聞</li></ul>

### （3）周知内容【実施主体：市町村】

仮置場を開設する際に周知する内容としては、以下のような内容が想定されます。これに基づき、チラシやホームページへの掲載に使えるフォーマットを平時のうちに準備しておけば、発災後、速やかに周知用の資料を作成することができます（図5-1、附録-13ページ参照）。

- ・ 仮置場を設置すること（タイトル）
- ・ 仮置場の場所（名称、所在地、地図）
- ・ 災害廃棄物の持ち込み可能期間（閉鎖予定日）、曜日、時間帯
- ・ 持ち込み時に必要な手続き（受付で身分証の確認を行うこと等）
- ・ 仮置場に持ち込み可能なごみの分別区分（分別区分ごとに、内訳を具体的に例示しておく）
- ・ 仮置場内での分別（荷下ろし）のルール
- ・ 持ち込み不可のもの（生活ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等）と、それらの処理（排出）方法
- ・ 要請事項（道路や公園、空き地等に捨てない、野焼きや不法投棄は禁止、等）
- ・ 担当課の連絡先
- 等

## 第5章 仮置場の開設準備

---

### 1. 仮置場の決定

発災後は、あらかじめ検討していた優先順位の高い仮置場候補地の中から、以下のポイントに基づき、実際に使用する仮置場を決定します。

#### (1) 被害状況の確認【実施主体：市町村】

- ・必要面積を満足しているか

災害廃棄物量・必要面積の推計（表2-1、表2-2参照）を行い、実際の災害廃棄物発生量に応じた面積が確保可能か、確認を行います。

- ・災害により使用不能になっていないか

なるべく現地に行き、周辺道路が通行可能か等、周辺状況も含めて確認します。

- ・発災場所（被害が大きい地域）から離れすぎているか

#### (2) 候補地・候補地周辺の状況の確認【実施主体：市町村】

- ・住宅密集地でないか
- ・避難場所の近隣でないか
- ・舗装の有無
- ・接続道路の広さ
- ・他の用途と競合しないか

#### (3) （仮置場の決定後）使用前の確認【実施主体：市町村】

仮置場の閉鎖後は原状復旧（第8章参照）が必要となるため、第2章1.（3）にて整理した事項も参考に、**使用前の状況を現地にて確認**します。この時、**写真撮影等により記録を残しておく**ことで、災害報告書作成時の資料（第6章3.参照）となります。

また、仮置場に隣接する土地が私有地の場合は、その私有地の所有者にも事前に連絡しておく等、トラブルを避けるため配慮することも重要です。

#### (4) 仮置場の開設予定に関する広報【実施主体：市町村】

(1)～(3)での仮置場の開設準備と並行して、住民向けに「仮置場を開設する予定であること、開設までの数日間は片付けごみ等の排出を控えること」を周知します。

**仮置場の開設予定をあらかじめ周知する**ことで、道路や公園、空き地等に無造作に片付けごみが排出されてしまうこと（いわゆる「勝手仮置場」の発生）の抑止につながります。

## 2. 仮置場の運営管理方法の決定

【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

決定した仮置場において、開設の準備を行います。あらかじめ検討していた事項（第3章、第4章参照）に基づき、実際の被災状況に応じて、以下の事項を決定します。

- ・ 仮置場での分別区分
- ・ 分別区分ごとの置場、出入口、車両動線（レイアウト）
- ・ 仮置場の開設日・開設期間・開場時間
- ・ 分別区分ごとの処理先（搬出先）と、詳細な条件（処理可能量、処理可能な大きさ、処理費用、有害廃棄物（アスベスト、PCB等）の有無を含む性状の確認等）

なお、仮置場に乗り入れるために国道、県道等を占用したり、看板を設置したり工事を行うような場合、道路管理者や警察署から許可を得る必要があります。

（17ページ「【トピック】国道・県道等を使用する場合に必要な手続き」参照）

また、県有地を仮置場として使用する場合、その土地を所管する部署に対して使用申請が必要なケースもあります。

## 3. 運営に必要な人員・資機材の確保

【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

あらかじめ検討していた、仮置場の運営に必要な人員、資機材等（第4章参照）について、実際の被災状況や開設する仮置場の状況に応じて内容を確定し、確保します。

庁内他部署や民間事業者の支援も得ながら、必要人員・資機材の確保に努めることが重要です。

## 4. 仮置場開設に関する関係者への広報

【実施主体：市町村】

開設する仮置場の情報を、住民をはじめとした関係者へ周知します。周知内容・周知方法はあらかじめ検討していたフォーマット（様式）に基づき作成することで、速やかな周知が可能となります。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

## 災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 豪雨**により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

### 注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください

場所：○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

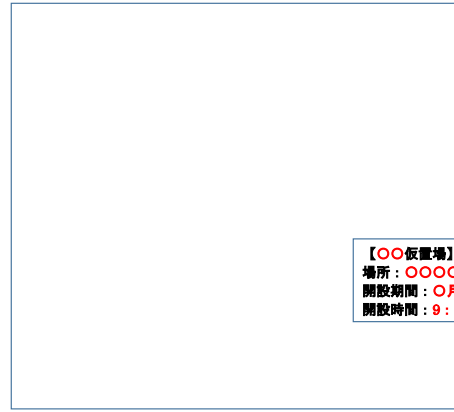
開設期間：○月○日まで 9:00~16:00

<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p>	<p>ガラス・陶磁器</p> <p>瓦・ブロックくず</p>	<p>金属類</p> <p>小型の電気製品</p>
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p>	<p>木製家具</p>	<p>家電4品目</p>

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○○）へ相談してください。

【問合せ先】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

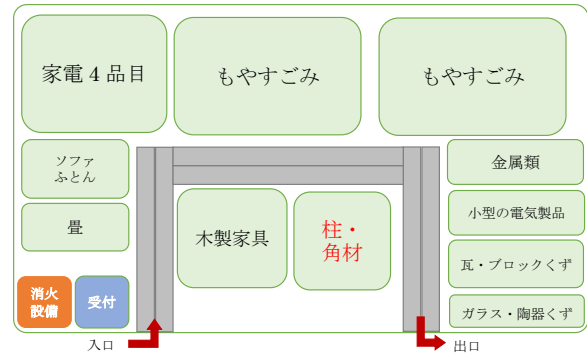
【仮置場案内図】



【○○仮置場】

場所：○○○○○○○  
開設期間：○月○日まで  
開設時間：9:00~16:00

【○○仮置場の分別配置図】



出典：公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 災害廃棄物処理実務ツール

([https://www.jwrf.or.jp/individual/prj\\_000025.html](https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_000025.html))

※編集可能な形式(word)のファイルや、災害廃棄物のイラスト素材のファイルがダウンロード可能です。

図5-1 周知用チラシの例

## 第6章 仮置場の運営・管理

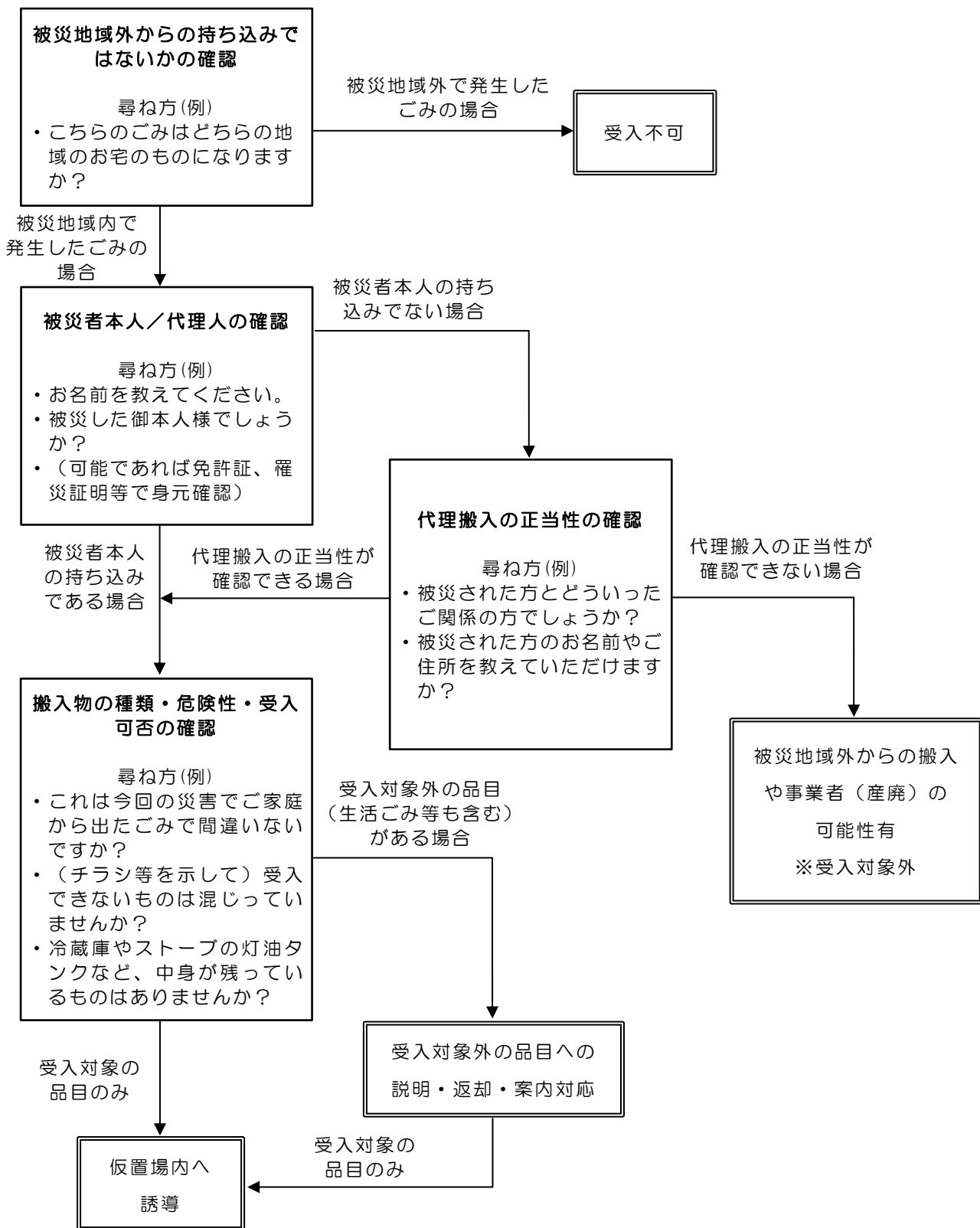
---

### 1. 仮置場への搬入、仮置場内での選別・保管、処理先への搬出

仮置場の運営管理にあたり、災害廃棄物の仮置場内への搬入、仮置場内での選別・保管、仮置場からの搬出について、それぞれ留意する点等は以下のとおりです、

#### (1) 搬入車両の受付【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

- 受付時は、以下の内容等について確認を行う。
  - 搬入者の氏名
  - 搬入者の住所（被災地域外からの搬入を防ぐ目的）
  - （代理人による搬入の場合）搬入する廃棄物の発生場所の住民の氏名
  - （代理人による搬入の場合）搬入する廃棄物の発生元の住民の居住地区
  - 搬入車両のナンバー
  - （市町村が発行している場合）搬入許可証、罹災証明書（受付の簡略化が可能）
  - 搬入車両の種類（乗用車、軽トラック、2tトラック等）
  - 主な搬入物の内容（目視または搬入者からの申告による。便乗ごみ等、受入対象外の品目の確認も含む）
- あらかじめ上記の内容等を含む受付記録簿を作成・印刷しておき、受付係（作業員）が搬入者から聞き取り、または搬入者自身が記入する。
- 1台の受付に時間を要すると、車両の待機列が長くなり渋滞の原因となるため、あらかじめ車両の待機エリアを設けておく、受付内容を簡略化する等の対応も検討する。
- 搬入物の確認時は、冷蔵庫（生ごみ）やタンク（生活ごみ）、石油ストーブ（タンク内の灯油）等、**中身が入ったまま持ち込まれていないか**留意して確認を行う。
- イレギュラー対応（受入対象外の品目の持ち込みへの対応、事業者の持ち込みへの対応、市町村外からの持ち込みへの対応等）は、**どのように対応するかあらかじめ検討しておき、受付の作業員間で認識を共有しておく**（人によって対応が異なると、トラブルの原因となるため。対応例：石油ストーブのタンク内の灯油はその場で別の容器に移し替えてもらう、農薬は原則受入不可とするが、中でも成分や危険性が判別できないものは必ず受入不可とする等。第4章2.（3）も参照し、**受入対象外の品目への対応が説明できる**ようにしておく。）。
- 受入対象外の品目等、**場内の交通誘導員や分別指導員への連絡事項は、トランシーバーやインカム等の資機材を活用して行う**。
- 場内の交通誘導員や分別指導員との情報共有がうまくできないと、受入対象外の品目をそのまま仮置場内に荷下ろしされたり、異なる品目の置場に荷下ろしされたりする場合がある。
- **各分別品目に番号を振っておくと**、受付での案内時に「②番と⑤番に降ろしてください」等、搬入者への説明がしやすく、搬入者側も理解しやすい。
- 上記の検討事項やトラブル、イレギュラー対応はあらかじめ資料に整理したり、朝礼等で後任の作業員へ引継ぎ・情報共有を行う。受付時の確認事項は次ページに例示するようなフローチャート形式に整理しておく、引継ぎを行いやすい。



※   内の対応やトラブル、イレギュラー対応の内容は場内の交通誘導員・分別指導員にも情報共有する。

図6-1 仮置場の受付対応フロー（例）

(2) 仮置場内における車両の誘導【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

- 仮置場への搬入車両に対し、仮置場内の動線に沿った車両の誘導を行う。この際、搬入車両と搬出車両で動線が分けられていない場合は、場内の搬入車両との錯綜（接触）に留意する。
- 各分別品目の保管場所付近に分別指導の作業員を配置している場合は、当該品目の荷下ろしを行う車両の誘導を行う。
- 受付係と適宜連絡を取り合い、受付時の対応と場内誘導の内容が食い違うことのないように留意する（人によって対応が異なると、トラブルの原因となる）。

(3) 分別区分ごとの保管、選別作業【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

搬入された災害廃棄物の保管、選別作業にあたっては、搬入された災害廃棄物を分別区分ごとに保管することが基本となりますが、混合状態（可燃系混合物、不燃系混合物として分別区分を設定していた場合も含む）の災害廃棄物はそのままでは処理できないため、仮置場内で重機による選別作業が必要となります。

選別作業にあたっては、レイアウト検討の段階から以下のような点に留意が必要です。

- 重機の作業エリアを確保するかどうか
- 重機と搬入車との接触を避けるための車両動線を設定する
- 重機の作業半径にむやみに作業員や搬入者が立ち入らないよう、区画を分ける

また、選別作業は廃棄物の性状に詳しい人が従事することで、円滑かつ確実に選別を行うことができます。

仮置場内での作業は安全責任者や作業責任者を配置することも重要です。

(4) 仮置場からの搬出【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場のパンクを避けるため、仮置場への災害廃棄物の搬入と並行して、処理先への搬出を行う必要があります。

災害時は十分な面積の仮置場を確保できないことも多く、開設後は速やかに災害廃棄物の搬出が必要となります。

あらかじめ検討していた内容（第3章1.（3）参照）に基づき、発災後速やかに搬出先と調整を行い、搬出します。

優先的な搬出が望ましい災害廃棄物は、以下のようなものがあります。仮置場の状況は日々刻々と変化するため、優先順位もその時々により変わること留意が必要です。

- 置場の残り容量が少なく分別や受入に支障が生じているもの
- 腐敗性廃棄物（衛生害虫等の発生防止のため。浸水等により水分を含んだ畳や布団、冷蔵庫の中に残っていた食品等）
- 木くず等可燃物（火災防止のため）
- 危険物（火災防止・事故防止のため。ガスボンベ、ストーブの灯油タンク中の油等）

(5) 有害廃棄物、危険物、適正処理困難物等への対応【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

有害廃棄物、危険物、適正処理困難物等は、決められた収集ルートがある場合はその

収集ルートに従って排出するよう住民へ周知することが基本となりますが、仮置場に搬入されてしまった・受け入れざるを得なかった場合は、他の分別区分の廃棄物と混ざらないよう離れた場所に保管し、早期に処理先を確保することが重要です。

表6-1 各種品目の収集方法や処理方法についての参考資料

品目	出典
有害廃棄物、危険物、 適正処理困難物等全般	災害時処理困難物対応マニュアル（松山市バージョン） （環境省中国四国地方環境事務所）
アスベスト	災害廃棄物対策指針 技術資料「技24-14 廃石綿・石綿含有廃棄物の処理」
フロンガス封入機器 （冷蔵庫、空調機等）	災害廃棄物対策指針 技術資料「技24-6 家電リサイクル法対象製品の処理」
その他有害廃棄物、 危険物等	災害廃棄物対策指針 技術資料「技24-15 個別有害・危険製品の処理」

災害時処理困難物対応マニュアル

（松山市バージョン）：<https://chushikoku.env.go.jp/content/000040504.pdf>

災害廃棄物対策指針：[https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\\_waste/guidance/guideline/](https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/guideline/)

災害廃棄物対策指針

技術資料：[https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\\_waste/guidance/download/](https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/)

## 2. 搬入・搬出量の管理

（1）搬入出量管理の必要性【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量のデータを集計し管理することで、搬入台数の変動の傾向（例：土日・祝日は多くなる）や、仮置場のパンクのおそれ（あと何日くらいで仮置場が満杯になりそうか）を検討することができます。

特に**処理・処分先への搬出量は、災害廃棄物処理量の根拠となる情報であり、環境省へ災害等廃棄物処理事業費補助金を申請（災害報告書を作成）する上で必須の情報**となります。

（2）搬入量の管理【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場への災害廃棄物の搬入量の管理方法としては、下記のような方法があります。

【搬入車両の台数に基づいて管理する方法】

- ・車両別※の積載量×搬入台数から推計を行う

※積載量の設定例：●トントラック：0t、軽トラック：■kg、普通車：▲kg

- ・ポータブル式のトラックスケールを仮置場内に設置し計量する（荷下ろし前後の計量が必要）

【場内の廃棄物から管理する方法】

- ・保管された廃棄物の山の容積を計測（標尺、巻尺等を用いた計測、レーザー距離計を用いた計測、ドローンを用いた計測等）し、これに大よその想定比重を乗じ、前日の計測時からの差（増減量）と既搬出量の和から、1日あたり搬入量に換算する。

表6-2 搬入車両台数に基づき搬入量の管理を行う例

車種	想定積載量	搬入台数					推計重量 (t)
		●月					
		1日	2日	～	31日	合計	
普通車	50kg	10	5	～	2	20	1.0
軽トラック	250kg	10	5	～	1	30	7.5
1tトラック	750kg	2	2	～	0	10	7.5
2tトラック	1,500kg	2	2	～	0	10	15.0
4tトラック	3,000kg	1	1	～	0	5	15.0
合計		25	15	～	3	75	46.0

(3) 搬出量の管理【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場からの災害廃棄物の搬出量の管理方法としては、下記のような方法があります。

【計量を行い管理する方法】

- ・搬出先（廃棄物処理施設、資源化施設等）で計量した結果を受領する
- ・ポータブル式のトラックスケールを仮置場内に設置する（積込み前後の計量が必要）

【積込み数量から管理する方法】

- ・搬出した数量×換算係数

※冷蔵庫、テレビ、廃タイヤ、消火器等、概ね同等の大きさで大型の品目に限られる。

災害報告書の作成にあたっては「災害廃棄物の処理量」が必要となるため、搬出先での計量結果の記録時、災害廃棄物とそれ以外の廃棄物（通常、パッカー車等で搬入される生活ごみ、直接搬入される粗大ごみ等）と、明確に区別されていることが必要です。

過去の災害時には、直接搬入のごみと区別できなかったため、補助金申請ができなかった事例もあります。

（1）の繰り返しになりますが、補助金申請を行う際は、災害廃棄物の処理費用の根拠資料となる「災害廃棄物の処理量」の情報が必要となるため、発災初期から記録しておくことに留意が必要です。

なお、ある車両では木くずのみ運搬する等、災害廃棄物の混載を避ける目的で、同一品目の災害廃棄物は同一車両で運搬するようにすると、搬出先（廃棄物処理施設、資源化施設等）での管理が行いやすくなります。

### 3. 災害廃棄物への対応の記録・整理


【実施主体：市町村】

災害廃棄物は法律上「一般廃棄物」として取り扱われるため、市町村が処理主体となりますが、災害廃棄物処理にかかった費用は環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象となります。

この補助金を受けるためには申請が必要であり、その申請のためには災害報告書を作成し、査定を受ける必要があります。

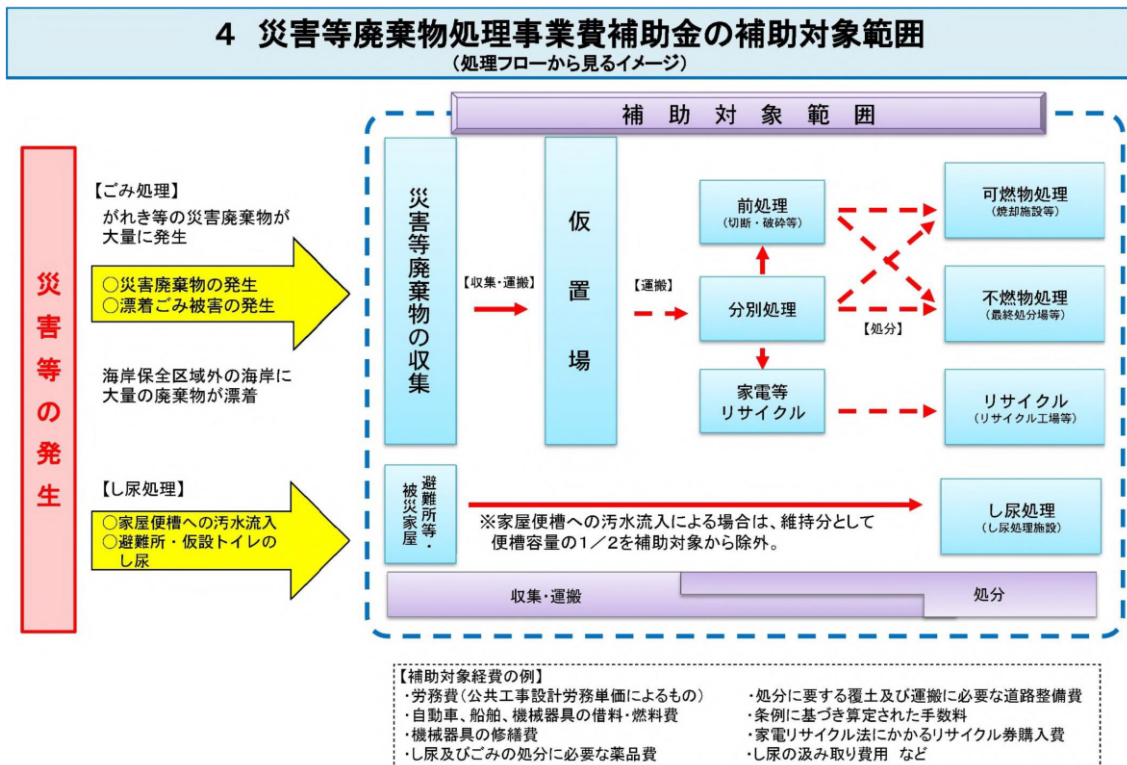
災害報告書の作成にあたっては、以下のような点に留意したうえで、発災初期から様々な記録を残しておくことが必要です。特に、査定において合理的な説明ができる根拠となる資料を整理・準備しておくことが重要です。

- 災害が発生した事実を説明できること（降雨量、風速等の気象データに基づき、その災害が補助事業の採択要件を満たしていることが説明できる資料を準備する）
- 被災状況が説明できるよう、写真や地図等を整理しておく（特に発災初期等の状況は、他部署とも連携し記録を残しておくことが重要）
- 災害廃棄物発生量はどのように推計したのか説明できること（被災状況と推計式から、どのように災害廃棄物の発生量を見込んだのか、根拠を明確にすることが重要）
- 仮置場の管理・運営に使用した資機材、人員配置について合理的な説明ができること（例えば敷鉄板をリースした場合、地面が舗装されていないためのぬかるみ対策であることが説明できるよう、敷設前後の写真を撮影しておくほか、敷鉄板の使用枚数がわかるような図面を作成、またはドローン等により写真を撮影しておく）
- 事業費の算出内訳を説明できること（三社見積を取っておく等しておき、各経費について数量や単価の根拠、契約方法が妥当であるか合理的な説明ができること）

災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <p>           災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分            災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分            仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）         </p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上            その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>           降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの            暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの            高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの         </p> <p>           地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし）            積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上            その他：異常な天然現象によるもの 等         </p>
補助率	1 / 2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

出典：環境省ホームページ 国の補助スキームについて（補助金）

図6-2 災害廃棄物処理事業の概要



出典：令和2年度災害等廃棄物処理事業費補助金に係る模擬的な災害報告書検討等業務 模擬的な災害報告書（令和3年3月 中国四国地方環境事務所）

図6-3 災害廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲

## 第7章 安全管理

### 1. 環境保全対策

【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場内では、搬入された災害廃棄物が搬出されるまでの間、適切に保管を行う必要があります。災害廃棄物の環境への影響と環境保全対策の例は、下表のとおりです。

表7-1 災害廃棄物の環境への影響と環境保全対策の例

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な散水の実施</li> <li>保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>フレコンバッグへの保管</li> <li>搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-5 環境対策、モニタリング、火災防止策」

## 2. 火災対策

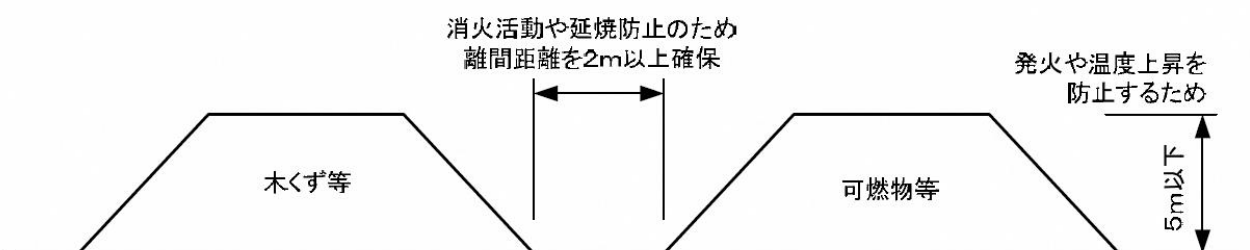
【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場での火災対策として、以下のような点に留意します。

- ・仮置場内での火災防止対策として消火器を配備しておく
- ・可燃性廃棄物は積上げ高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200m<sup>2</sup>以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする

上記の積上げ高さはあくまで目安であり、この高さより低くても発煙、発火した事例もあることから、積上げ高さは極力低く保つとともに、搬出や切返し<sup>\*</sup>を行いながら、積み上げたままの状態では長期放置しないように留意する必要があります。

<sup>\*</sup>「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報抜粋）（平成23年9月，国立環境研究所）」によると、腐敗性廃棄物の場合、切返しを行うことで酸素が供給され逆に温度が上昇してしまうおそれがあるため、切返しは行わない



出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月，環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）

図7-1 可燃性廃棄物の管理

## 3. 土壌汚染防止対策

【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場の土地及び周辺の土壌汚染防止対策として表7-1 に示すほか、以下のような点に留意します。

- ・災害廃棄物の保管等による影響を確認できるように、仮置場の使用前の土壌をサンプリング（土壌調査）しておくことが望ましい。特に民有地を使用する場合は、土地管理者と原状復旧に係る諸条件を調整しておく（第2章1.（3）、第3章2.（4）参照）。
- ・仮置場用地が未舗装の場合、砕石や敷鉄板の敷設、仮舗装等により、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- ・仮置場の土壌や周辺環境のモニタリングは可能な限り実施する。特に、家屋解体による廃棄物（建築廃材等）が搬入される場合、アスベストのモニタリングを確実に実施する。

## 4. 事故防止対策

### (1) 事故防止対策【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

仮置場内での事故防止のためには、以下のような対応が必要です。

#### 【搬入者の事故防止のための対応】

- ・重機の稼働範囲をコーン及びロープで囲う等、立入禁止区域を明示する（重機の稼働エリア、作業員の配置・歩行エリア、搬入出車両の通行エリア、廃棄物の保管エリアを**明確に区画**する。）。
- ・原則、場内は一方通行とし、**搬入車両がバックすることのないような動線**とする（積み下ろし場所を間違えたり、積み下ろしできなかった品目がある場合の対応を検討する。）。

#### 【作業員の事故防止のための対応】

- ・防塵マスク、保護メガネ、安全靴、手袋等、必要な装備・保護具等を備えておく。  
（**ガラス片等、先の尖ったものが搬入されるため、怪我・感染症対策は重要**）
- ・仮置場内での作業マニュアルや安全教育用の資料を準備しておく。
- ・仮置場開設前や、日々の開場前に、作業員に対する安全教育を行う。
- ・仮置場内での作業時に安全確認を徹底する（作業員同士の声掛け等）。
- ・当日の終業後、ヒヤリ・ハット事例や、不安全行動等について、情報共有・確認等を行う。

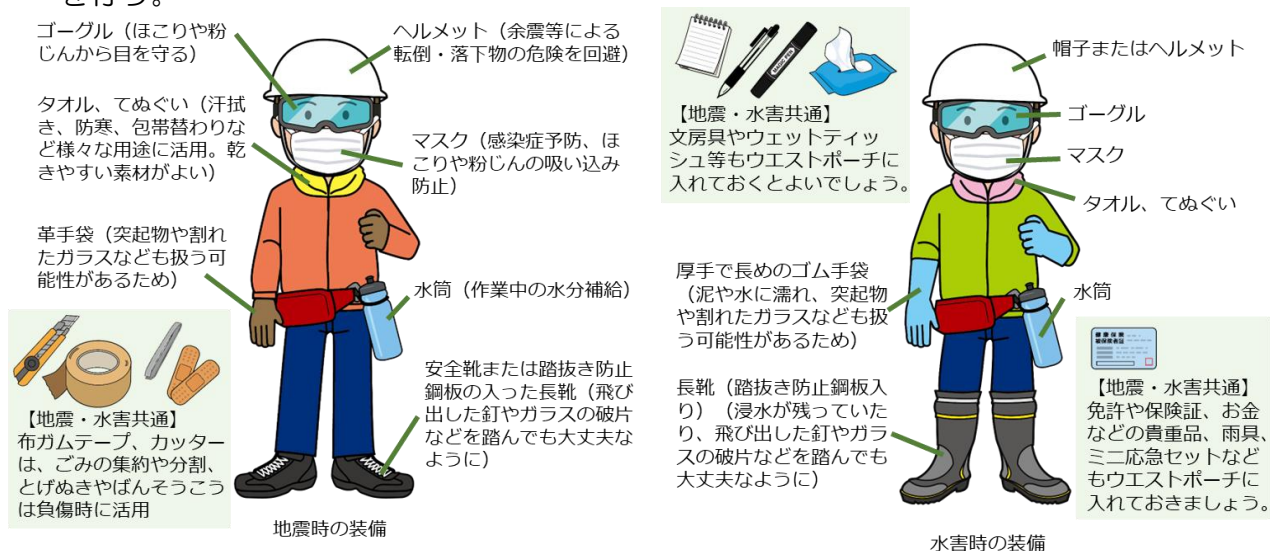


図7-2 保護具の着用例

出典：ボランティア向け災害ごみ処理ハンドブック案（モデル例）（令和4年3月、大阪府、環境省近畿地方環境事務所）

### (2) 作業員の健康管理【実施主体：市町村・民間事業者（委託の場合）】

- ・休憩時間、昼休みを確保する。
- ・交代勤務制とする。熱中症警戒アラートが発表されている日は、特に休憩や交代勤務等に配慮する。
- ・**こまめに休憩、水分、塩分をとる。**
- ・作業員の体温管理（出勤前の検温、業務開始前の検温等）を徹底する。
- ・こまめに手洗い、消毒等を行う。

## 第8章 仮置場の閉鎖

### 1. 受入終了に関する広報

【実施主体：市町村】

仮置場での災害廃棄物の受入終了にあたっては、住民やボランティア等に対し、事前に周知をしておく必要があります。

周知方法は、仮置場入口への掲示、広報誌やホームページ等を利用した方法があります。主な周知事項は、以下のとおりです。

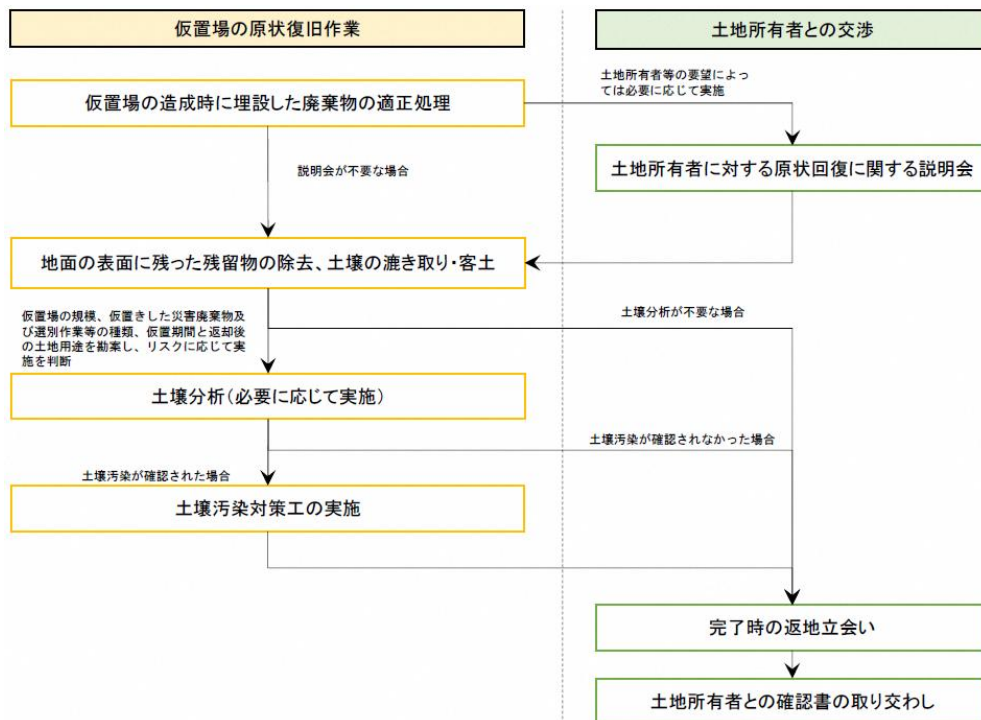
- ・閉鎖する仮置場（名称・所在地等、閉鎖する仮置場が特定できる情報）
- ・閉鎖日
- ・**仮置場閉鎖後に住民が災害廃棄物を排出する方法**（ごみ処理施設へ直接搬入する、事前申込をしたうえで個別回収する等）

### 2. 仮置場の原状復旧

【実施主体：市町村】

仮置場の閉鎖後は以下の点に留意し、原状復旧の対応を行います。

- ・仮置場の復旧は原状復旧が基本であるが、土地所有者と定めた返却時のルールがある場合（第2章1.（3）参照）は、それに基づき実施する。
- ・詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。
- ・土地所有者に対しては、必要に応じて、原状回復に係る計画説明会の開催や、完了時の返地立会等の機会を設ける。仮置場に隣接する土地の所有者にも配慮する。
- ・仮置場の造成時に埋設した災害廃棄物等がある場合は、掘り起こして適切に処理する。



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-6 仮置場の復旧」

図8-1 仮置場の原状復旧の手順（必要に応じて適切な事項を選択して実施）

【参考資料等】

資料名	URL等
災害廃棄物対策情報サイト（環境省）	<a href="https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/index.html">https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/index.html</a>
災害廃棄物情報プラットフォーム （国立環境研究所）	<a href="https://dwasteinfo2.nies.go.jp/">https://dwasteinfo2.nies.go.jp/</a>
仮置場配置図自動作成ツール：Kari-hai（同上）	<a href="https://www.nies.go.jp/kari-hai/entry">https://www.nies.go.jp/kari-hai/entry</a>
災害廃棄物対策指針 （平成30年3月改訂、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）	<a href="https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/guideline/">https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/guideline/</a>
災害廃棄物対策指針 技術資料 （同上）	<a href="https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/">https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/download/</a>
災害廃棄物処理実務ツール （（公財）廃棄物・3R研究財団ホームページ）	<a href="https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_000025.html">https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_000025.html</a>
災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き （令和3年3月改訂、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）	<a href="https://www.env.go.jp/content/900535402.pdf">https://www.env.go.jp/content/900535402.pdf</a>
災害関係業務事務処理マニュアル （令和5年12月改訂、環境省）	<a href="https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf">https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf</a>
仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き （令和5年3月、兵庫県・環境省近畿地方環境事務所）	<a href="https://kinki.env.go.jp/content/000126035.pdf">https://kinki.env.go.jp/content/000126035.pdf</a>
一次仮置場設置運営の手引き （令和2年3月、環境省中国四国地方環境事務所）	<a href="https://chushikoku.env.go.jp/content/900128311.pdf">https://chushikoku.env.go.jp/content/900128311.pdf</a>
水害時の災害廃棄物処理に関する初動行動等のハンドブック （令和4年3月、環境省九州地方環境事務所）	<a href="https://kyushu.env.go.jp/content/0000127033.pdf">https://kyushu.env.go.jp/content/0000127033.pdf</a>
災害時処理困難物対応マニュアル（松山市バージョン） （平成30年1月、環境省中国四国地方環境事務所）	<a href="https://chushikoku.env.go.jp/content/000040504.pdf">https://chushikoku.env.go.jp/content/000040504.pdf</a>
国の補助スキームについて（補助金） （環境省災害廃棄物対策情報サイト）	<a href="https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/auxiliary_scheme/">https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/auxiliary_scheme/</a>
模擬的な災害報告書 （令和3年3月、中国四国地方環境事務所）	<a href="https://chushikoku.env.go.jp/recycle/R2_mogisyo_mogitekinahoukokusyo.pdf">https://chushikoku.env.go.jp/recycle/R2_mogisyo_mogitekinahoukokusyo.pdf</a>
市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き （平成30年3月、環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）	<a href="https://kanto.env.go.jp/content/900158299.pdf">https://kanto.env.go.jp/content/900158299.pdf</a>
道路占用・承認工事（国土交通省ホームページ）	<a href="https://www.mlit.go.jp/road/senyo/index.html">https://www.mlit.go.jp/road/senyo/index.html</a>
道路使用許可（警察庁ホームページ）	<a href="https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/dourosiyoukyoka.html">https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/dourosiyoukyoka.html</a>

※ホームページ等のURLは更新等によりリンクが変更されている場合があるため、適宜検索してください。

【附録】

各自治体において、手順書内で検討した結果の整理等にご活用ください。

1. 災害廃棄物発生量の推計

表 災害廃棄物（片付けごみ）発生量の推計式

推計式
$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$
<p>C：片付けごみ発生量（トン）                      X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>、X<sub>5</sub>、X<sub>6</sub>、X<sub>7</sub>：被害棟数（棟）                      添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊、5：住家一部 破損、                      6：床上浸水、7：床下浸水                      c：片付けごみ発生原単位（トン/棟） 地震災害=2.5、水害、土砂災害=1.7</p>

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技14-2 災害廃棄物等の発生量の推計方法」片付けごみ発生量推計式【2】及び表3より抜粋

推計した災害廃棄物（片付けごみ）発生量	
C=	トン
X <sub>1</sub> =	棟
X <sub>2</sub> =	棟
X <sub>3</sub> =	棟
X <sub>4</sub> =	棟
X <sub>5</sub> =	棟
X <sub>6</sub> =	棟
X <sub>7</sub> =	棟
(X <sub>1</sub> +X <sub>2</sub> +X <sub>3</sub> +X <sub>4</sub> + X <sub>5</sub> +X <sub>6</sub> +X <sub>7</sub> ) =	棟
c=	トン/棟
参照した災害廃棄物処理計画、 想定する災害等	

## 2. 仮置場必要面積の推計

表 仮置場必要面積の推計式

推計式
必要面積 (m <sup>2</sup> ) = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)
集積量：災害廃棄物の発生量と同値 (t)
見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m <sup>3</sup> )、不燃物 1.1 (t/m <sup>3</sup> )
積み上げ高さ：5 m以下が望ましい。
作業スペース割合：100%

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-2 仮置場の必要面積の算定方法」最大で必要となる面積の算定方法より抜粋

### 【推計結果記入欄】

区分	推計した 災害廃棄物発生量	見かけ比重	積み上げ 高さ	必要面積 (計算結果)
「1. 災害廃棄物発生量の推計」 で算出した量	トン	—	—	m <sup>2</sup> (下記面積の総和)
(記入例) 畳	50トン	0.4t/m <sup>3</sup>	2m	125m <sup>2</sup>
可燃物	トン	t/m <sup>3</sup>	m	m <sup>2</sup>
不燃物	トン	t/m <sup>3</sup>	m	m <sup>2</sup>
	トン	t/m <sup>3</sup>	m	m <sup>2</sup>
	トン	t/m <sup>3</sup>	m	m <sup>2</sup>
	トン	t/m <sup>3</sup>	m	m <sup>2</sup>
参照した災害廃棄物処理計画、 想定する災害等				

※見かけ比重や積み上げ高さを分別区分ごとに細かく分ける場合は、行を追加してご使用ください。

### 【参考】

可燃物と不燃物の発生割合（地震）：災害廃棄物対策指針 技術資料 技18-2 3.4ページ

可燃物と不燃物の発生割合（水害）：台風19号により生じた可燃系混合廃棄物（片付けごみ）の組成調査  
(令和2年10月、国立環境研究所、福島県)

### 3. 仮置場候補地のリスト

表 仮置場候補地のリスト

No.	候補地	住所	用地面積 (m <sup>2</sup> )	仮置目安 (t)	管理者・ 連絡先	備考（使用や原状復旧に必要な情報）	確認 年度
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

#### 4. 災害廃棄物の分別区分

表 災害廃棄物の分別区分

分別区分	具体的な品目の例
(記入例) 可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物



## 6. 仮置場レイアウト

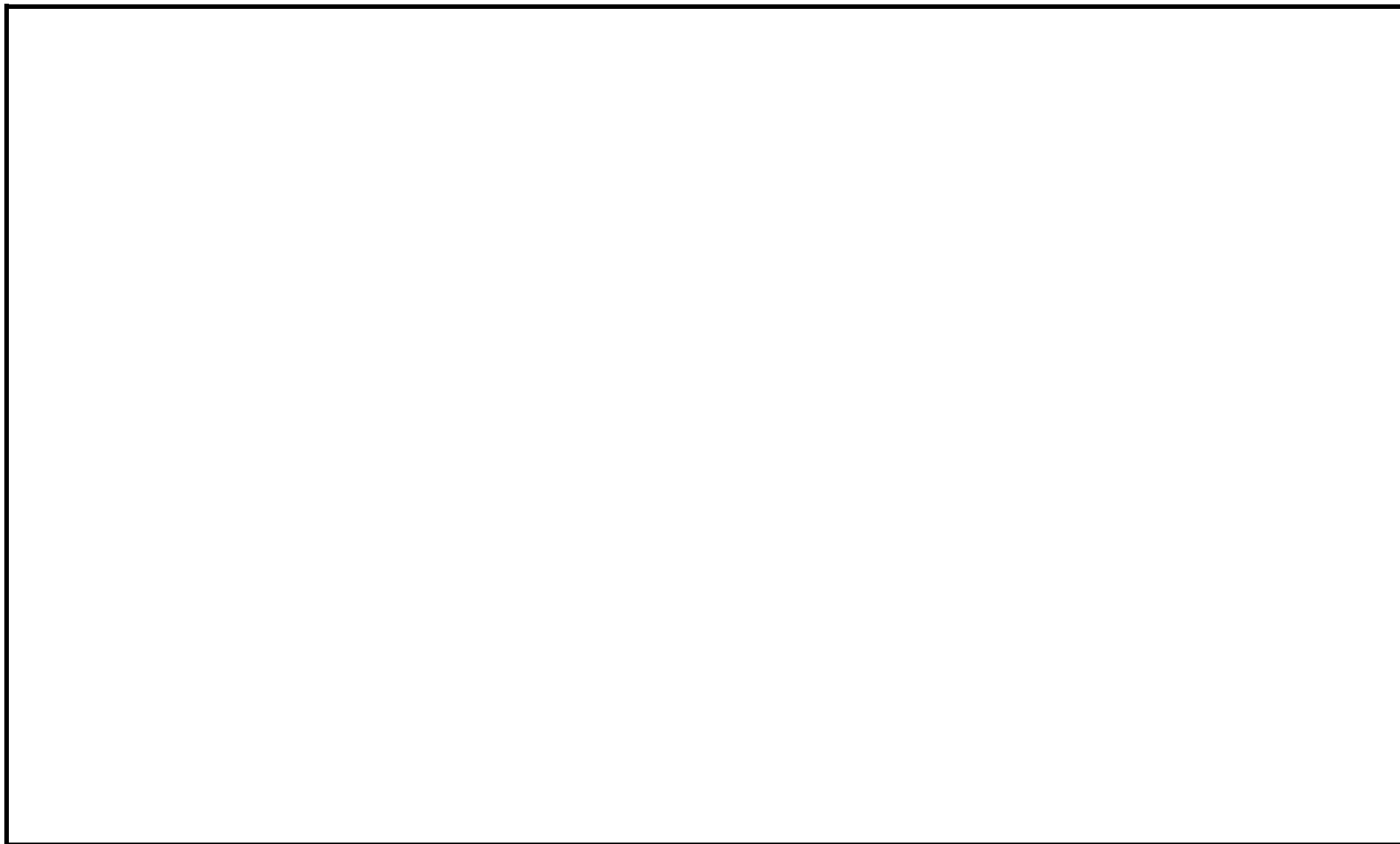


図 仮置場レイアウト図 (●●●●仮置場)

## 7. 仮置場の運営に必要な人数

表 仮置場の運営に必要な人数

区分	役割	人数	備考
住民が直接仮置場に搬入する場合  (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付		
	交通誘導員		
	分別指導員		
	荷下ろし補助員		分別指導員と兼任も可
	警備員		場合によっては増員
	運搬車両の運転手		車両の台数分
	重機のオペレーター		重機の台数分

※役割は適宜修正してください。

8. 開設日・開場時間帯・開場日・開設期間

表 仮置場開設日等の設定

仮置場名	開設日	開場時間帯	開場日（開場曜日）	開設期間

## 9. 開設にあたり必要な手続き

表 必要な手続き

仮置場名	手続きの相手	手続きの内容	備考
(記入例) ●●仮置場	国土交通省●●国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・●●仮置場に接続する国道■■号に案内看板を立てるための道路占用許可</li> <li>※申請様式は△△課で管理</li> </ul>	

## 10. 災害支援協定

表 災害支援協定リスト

協定名	協定先／担当部署	応援の内容	締結年月

## 1 1. 必要資機材のリストアップ・備蓄

表 必要資機材リスト

①仮置場 場所（候補地）の名称： \_\_\_\_\_

※場所（候補地）ごとのレイアウトに応じてそれぞれリストを作成することが望ましい。

No.	必要資機材の品目	必要数量	廃棄物部局における 保有数量	保管場所	追加で調達が必要な 数量	備考（調達方法等）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						



## 12. 周知用フォーマット

(防災無線用原稿・チラシのフォーマット等)